

○住宅・建築物防災力緊急促進事業補助金交付要綱（令和7年3月31日 国住街第145号、国住市第99号、国住木第111号） 新旧対照表

改正案	現行
最終改正 令和8年4月7日 国住街第189号、国住市第181号、国住木第171号	最終改正 令和7年12月16日 国住街第120号、国住市第95号、国住木第132号
第1・2 (略)	第1・2 (略)
第3 建築物耐震対策緊急促進事業の補助金の額	第3 建築物耐震対策緊急促進事業の補助金の額
1 (略)	1 (略)
2 要安全確認計画記載建築物の耐震化に関する事業	2 要安全確認計画記載建築物の耐震化に関する事業
一・二 (略)	一・二 (略)
三 要安全確認計画記載建築物の耐震改修等、建替え又は除却に関する事業（擁壁の耐震改修又は除却を含む。密集市街地内の延焼の危険性が高い住宅で、耐震改修と併せて周囲で発生する火災による延焼を防ぐための構造とするものについては、防火改修を含む。除却については、通行障害既存耐震不適格建築物に係るものに限る。）の補助金の額は、次のイ又はロに掲げる場合に依じてそれぞれイ又はロに定める額とする。ただし、ハに規定する建築物を耐震改修する場合は、耐震改修工事費に合意形成に係る費用を含めることができる。（第6項第3号及び第7項第3号において同じ。）	三 要安全確認計画記載建築物の耐震改修等、建替え又は除却に関する事業（擁壁の耐震改修又は除却を含む。密集市街地内の延焼の危険性が高い住宅で、耐震改修と併せて周囲で発生する火災による延焼を防ぐための構造とするものについては、防火改修を含む。除却については、通行障害既存耐震不適格建築物に係るものに限る。）の補助金の額は、次のイ又はロに掲げる場合に依じてそれぞれイ又はロに定める額とする。ただし、ハに規定する建築物を耐震改修等する場合は、耐震改修工事費に合意形成に係る費用を含めることができる。（第6項第3号及び第7項第3号において同じ。）
イ～ハ (略)	イ～ハ (略)
四 要安全確認計画記載建築物の耐震診断に要する費用は、次に定める費用を限度とする。ただし、設計図書の復元、第3者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、2,350,000円を限度として加算することができる。（第3項から第7項までにおいて同じ）	四 建築物の耐震診断に要する費用は、次に定める費用を限度とする。ただし、設計図書の復元、第3者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、2,355,000円を限度として加算することができる。（第3項から第7項までにおいて同じ）
イ～ハ (略)	イ～ハ (略)
五 (略)	五 (略)
3～10 (略)	3～10 (略)

改正案	現行
11 超高層建築物等の耐震化に関する事業 一～三 (略) 四 長周期地震動対策に関する詳細診断に要する費用は、次に定める費用を限度とする。ただし、設計図書の復元、第3者機関の判定等の通常の長周期地震動対策に関する詳細診断に要する費用以外の費用を要する場合は <u>2,350,000</u> 円を限度として加算することができる。 イ～ハ (略) 五 (略) 12・13 (略)	11 超高層建築物等の耐震化に関する事業 一～三 (略) 四 長周期地震動対策に関する詳細診断に要する費用は、次に定める費用を限度とする。ただし、設計図書の復元、第3者機関の判定等の通常の長周期地震動対策に関する詳細診断に要する費用以外の費用を要する場合は <u>2,355,000</u> 円を限度として加算することができる。 イ～ハ (略) 五 (略) 12・13 (略)
第4 災害時拠点強靱化緊急促進事業の補助金の額 1 事業主体が地方公共団体の事業にあつては、次に掲げる費用を合計した額の2分の1以内の額とし、事業主体が民間事業者等の事業にあつては、<u>第1号から第3号に掲げる費用を合計した額の3分の2以内で、かつ、地方公共団体が民間事業者等に補助する額の3分の2以内の額及び第4号に掲げる費用の2分の1以内で、かつ、地方公共団体が民間事業者等に補助する額の2分の1以内の額の合計額とする</u>（ただし、建築物の躯体工事（原則として建築確認申請を伴うもの）を伴うものに限る）。 一 退避施設（受入スペース）の整備に要する費用 帰宅困難者等の円滑な<u>受入</u>のため付加的に必要なとなるスペースを区画する工事及び当該スペースに至る経路の段差解消等の工事に要する費用（専ら帰宅困難者等を受け入れるためのスペースを付加的に整備する場合にあつてはその工事に要する費用を含む。） 二・三 (略) <u>四 免震化に要する費用</u>	第4 災害時拠点強靱化緊急促進事業の補助金の額 1 事業主体が地方公共団体の事業にあつては、次に掲げる費用を合計した額の2分の1以内の額とし、事業主体が民間事業者等の事業にあつては、<u>次に掲げる費用を合計した額の3分の2以内で、かつ、地方公共団体が民間事業者等に補助する額に2を乗じて得た額以内の額とする</u>（ただし、建築物の躯体工事（原則として建築確認申請を伴うもの）を伴うものに限る）。 一 退避施設（受入スペース）の整備に要する費用 帰宅困難者等の円滑な<u>受け入れ</u>のため付加的に必要なとなるスペースを区画する工事及び当該スペースに至る経路の段差解消等の工事に要する費用（専ら帰宅困難者等を受け入れるためのスペースを付加的に整備する場合にあつてはその工事に要する費用を含む。） 二・三 (略) <u>(新設)</u>

改正案	現行
<u>免震構造とするための計画策定（設計）費用、免震構造とするための改修費用のうち、帰宅困難者等を受け入れるために付加的に必要なとなる費用</u> 2 （略） <u>（削除）</u>	2 （略） <u>第5 一時避難場所整備緊急促進事業の実施</u> <u>1 事業主体が地方公共団体の事業にあつては、次に掲げる費用を合計した額の2分の1以内の額とし、事業主体が民間事業者等の事業にあつては、次に掲げる費用を合計した額の3分の2以内で、かつ、地方公共団体が民間事業者等に補助する額に2を乗じて得た額以内の額とする。</u> <u>一 退避施設（受入スペース）の整備に要する費用</u> <u>避難者の円滑な受け入れのため付加的に必要なとなるスペースを区画する工事及び当該スペースに至る経路の段差解消等の工事に要する費用（専ら避難者を受け入れるためのスペースを付加的に整備する場合にあつてはその工事に要する費用を含む。）</u> <u>二 防災備蓄倉庫の整備に要する費用</u> <u>避難者の受入に伴い付加的に必要なとなる防災備蓄倉庫の工事に要する費用</u> <u>三 受入関連施設の整備に要する費用</u> <u>避難者の受入に伴い付加的に必要なとなる非常用発電機、給水関連設備（耐震性貯水槽、防災井戸等で、浄化設備、揚水機及び配管等を含む。）、マンホールトイレ、非常用通信・情報提供施設等の施設を設置するための工事に要する費用（付随して必要となる設備配管等の整備費や追加的に給水関連設備を整備する場合の整備費を含む。）</u>

改正案	現行
第<u>5</u> 地域防災力向上支援モデル事業の補助金の額 (略) 第<u>6</u> 暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業の補助金の額 (略) 第<u>7</u> 評価・調査事業、普及・広報事業及び事務事業の補助金の額 1・2 (略) 3 事務事業 本事業の補助金の額は、次の各号に掲げる費用の合計とする。 一 以下に掲げる費用を交付するための費用 イ 第3に規定する建築物耐震対策緊急促進事業（第3第1項及び第3第11項の事業であって、<u>地</u>方公共団体が事業主体に対して行う補助事業の地方負担額の割合が0の場合に限る。）に要する費用 ロ 第<u>5</u>に規定する地域防災力向上支援モデル事業に要する費用 ハ 第<u>6</u>に規定する暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業に要する費用 二 (略) 第<u>8</u> 補助金の交付の申請等 (略) 第<u>9</u> 補助金の交付の決定等 大臣は、第<u>8</u>第1項又は第2項の規定による補助金交付申請書等の	<u>2 前項各号に掲げる施設・設備については避難者受入用と通常在館者用を別々に整備することを要しないが、その整備費は、避難者と通常在館者の人数比で按分することにより算出することを基本とする。</u> 第<u>6</u> 地域防災力向上支援モデル事業の補助金の額 (略) 第<u>7</u> 暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業の補助金の額 (略) 第<u>8</u> 評価・調査事業、普及・広報事業及び事務事業の補助金の額 1・2 (略) 3 事務事業 本事業の補助金の額は、次の各号に掲げる費用の合計とする。 一 以下に掲げる費用を交付するための費用 イ 第3に規定する建築物耐震対策緊急促進事業（第3第1項及び第3第11項の事業であって、方公共団体が事業主体に対して行う補助事業の地方負担額の割合が0の場合に限る。）に要する費用 ロ 第<u>6</u>に規定する地域防災力向上支援モデル事業に要する費用 ハ 第<u>7</u>に規定する暮らし維持のための安全・安心確保モデル事業に要する費用 二 (略) 第<u>9</u> 補助金の交付の申請等 (略) 第<u>10</u> 補助金の交付の決定等 大臣は、第<u>9</u>第1項又は第2項の規定による補助金交付申請書等の

改正案	現行
提出があったときは、審査の上、補助金の交付の決定を行い、その決定の内容及びこれに条件を附したときにはその条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。 第 10 事業内容の変更 (略) 第 11 状況の報告 (略) 第 12 都道府県知事の指導監督 (略) 第 13 実績の報告等 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。また、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、その翌年度の4月10日までに、当該実績報告書を大臣（第8第1項の申請をした者は都道府県知事、地方整備局長等を通じて大臣。）に提出しなければならない。ただし、特にやむをえない事由があるものについては、完了の日の属する国の会計年度の翌年度の6月30日までに提出しても差し支えない。 第 14 補助金の額の確定 大臣は、第13第1項の実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。	提出があったときは、審査の上、補助金の交付の決定を行い、その決定の内容及びこれに条件を附したときにはその条件を補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。 第 11 事業内容の変更 (略) 第 12 状況の報告 (略) 第 13 都道府県知事の指導監督 (略) 第 14 実績の報告等 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。また、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、その翌年度の4月10日までに、当該実績報告書を大臣（第9第1項の申請をした者は都道府県知事、地方整備局長等を通じて大臣。）に提出しなければならない。ただし、特にやむをえない事由があるものについては、完了の日の属する国の会計年度の翌年度の6月30日までに提出しても差し支えない。 第 15 補助金の額の確定 大臣は、第14第1項の実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

改正案	現行
第 15 全体設計の承認 1 補助事業者は、当該補助事業に係る建設工事が複数年度にわたる場合には、初年度の補助金の交付の申請までに、当該建設工事に係る事業費の総額及び補助事業の完了の予定期日等について、全体設計承認申請書を大臣（第 8 第 1 項の申請をしようとする者は都道府県知事、地方整備局長等を通じて大臣。）に提出することができる。なお、当該建設工事に係る事業費の総額を変更する場合も同様とする。 2・3 （略） 第 16 補助金の支払い 1 補助金は、第 14 の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費は、概算払いをすることができる。 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、支払い請求書を大臣（第 4 第 1 項又は第 5 第 1 項の申請をした者は都道府県知事、地方整備局長等を通じて大臣。）に提出しなければならない。 第 17 交付決定の取消等 （略） 第 18 経理書類の保管 （略） 第 19 取得財産の処分 （略） 第 20 書類の様式及び提出方法 （略） 第 21 間接補助金の交付	第 16 全体設計の承認 1 補助事業者は、当該補助事業に係る建設工事が複数年度にわたる場合には、初年度の補助金の交付の申請までに、当該建設工事に係る事業費の総額及び補助事業の完了の予定期日等について、全体設計承認申請書を大臣（第 9 第 1 項の申請をしようとする者は都道府県知事、地方整備局長等を通じて大臣。）に提出することができる。なお、当該建設工事に係る事業費の総額を変更する場合も同様とする。 2・3 （略） 第 17 補助金の支払い 1 補助金は、第 15 の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費は、概算払いをすることができる。 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、支払い請求書を大臣（第 4 第 1 項又は第 6 第 1 項の申請をした者は都道府県知事、地方整備局長等を通じて大臣。）に提出しなければならない。 第 18 交付決定の取消等 （略） 第 19 経理書類の保管 （略） 第 20 取得財産の処分 （略） 第 21 書類の様式及び提出方法 （略） 第 22 間接補助金の交付

改正案	現行
事務事業者は、<u>第7</u>第3項第1号に規定する費用（以下「間接補助金」という。）の交付を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を第3第1項及び第11項、<u>第5</u>又は<u>第6</u>に掲げる事業を行う事業主体に交付しなければならない。 第22 間接補助金の交付の際に附すべき条件 1 事務事業者は、間接補助金を交付しようとするときは、<u>第8</u>から<u>第19</u>まで及び<u>第24</u>の規定に準ずる条件を附さなければならない。 2 事務事業者は、前項の規定のほか、第3第1項若しくは第11項、<u>第5</u>又は<u>第6</u>に掲げる事業を行う者に補助金の一部又は全部の返還を命じた場合であって、事務事業者が定めた期日までに返還すべき補助金が納付されなかった場合、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第19条第2項に規定する割合の延滞金を課すものとする。 第23 間接補助金の交付規程の承認 (略) 第24 運営 (略) 附則 第1 施行期日 <u>この要綱は、令和8年4月7日から施行する。</u> 第2 経過措置 <u>この要綱の施行の際、設計等に着手している事業については、なお従前の例による。</u>	事務事業者は、<u>第8</u>第3項第1号に規定する費用（以下「間接補助金」という。）の交付を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を第3第1項及び第11項、<u>第6</u>又は<u>第7</u>に掲げる事業を行う事業主体に交付しなければならない。 第23 間接補助金の交付の際に附すべき条件 1 事務事業者は、間接補助金を交付しようとするときは、<u>第9</u>から<u>第20</u>まで及び<u>第25</u>の規定に準ずる条件を附さなければならない。 2 事務事業者は、前項の規定のほか、第3第1項及び第11項に掲げる事業を行う者に補助金の一部又は全部の返還を命じた場合であって、事務事業者が定めた期日までに返還すべき補助金が納付されなかった場合、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第19条第2項に規定する割合の延滞金を課すものとする。 第24 間接補助金の交付規程の承認 (略) 第25 運営 (略)